

会計室指名業者等選定委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 会計室が所管する委託契約等に係る契約事務の公正かつ適正な執行を確保するため、会計室指名業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織及び所掌事務)

第2条 委員会の委員長、委員及び所掌事務は、次のとおりとする。

委員長	委員	所掌事務
会計室長	審査課長 出納課長 審査課担当課長	① 委託契約（予定価格が1件1,000,000円以下で見積合わせを行うものを除く。）に係る指名業者の選定 ② 予定価格が800,000円を超える賃貸借契約に係る指名業者の選定 ③ その他の必要な事項

- 2 委員長は会務を掌理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、審査課長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、やむを得ない事情により会議を招集できないときは、各委員の意見を徴することにより、会議の開催に代えることができる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員の過半数で決定するものとする。

(関係職員の出席)

第4条 当該業務所管係長は、契約内容等の説明のために委員会に出席するものとする。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(指名基準)

第5条 委員会は、指名業者の選定をしようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状況（指名停止の有無等）
- (2) 本市及び他官庁における同様の業務等についての契約実績
- (3) 現在の契約業務の状況
- (4) 当該業務についての技術的適性

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、審査課審査第一係において処理する。

(手続)

第7条 当該業務所管課長は、当該契約を締結しようとするときは、事前に指名業者の選定について、指名業者選定依頼書（第1号様式）を委員長あて提出するものとする。

- 2 委員長は、委員会開催後、その結果を指名業者等選定委員会結果通知書（第2号様式）により当該業務所管課長あて通知するものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、契約事務の取扱いについて必要な事項は会計室長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

指名業者選定依頼書

川会第 号

平成 年 月 日

指名業者等選定委員会委員長 様

課長

業務名	
業務内容	
履行場所	
履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
概算金額	円
契約方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札による入札参加条件の設定 <input type="checkbox"/> 指名競争入札による指名業者の選定 (令167条第 号による) <input type="checkbox"/> 随意契約における業者の決定 (<input type="checkbox"/> 見積合わせ <input type="checkbox"/> 1社特命) (令第167条の2第1項第 号による)
推薦業者	
推薦理由	
備 考	

第2号様式

指名業者等選定委員会結果通知書

開催年月日	平成 年 月 日	場 所	
出席者	<input type="checkbox"/> 会計室長 <input type="checkbox"/> 審査課長 <input type="checkbox"/> 出納課長 <input type="checkbox"/> 担当課長		
議事内容			
決定事項			
通知日			